

令和2年9月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和2年10月30日
総務企画課秘書広報係

令和2年9月定例県議会（代表質問）

○ 自民党県議団 栗原 渉 議員

9月16日

① 学校における「ワンヘルス」に関する教育について 【体育スポーツ健康課】

「ワンヘルス」の考え方についての普及・啓発にあたっては、医療、獣医療、環境分野等だけでなく、子供たちに対し健康な生活を送るための基礎を培う学校教育においても必要ではないかと考えている。そこで、学校における「ワンヘルス」に関する教育について教育長に問う。

今回の新型コロナウイルス感染症をはじめとする動物由来の新たな感染症が、近年、多発しており、今後も、その発生と流行が繰り返されると危惧されています。このため、生徒をこれらの感染症から守るとともに、生徒自らが生涯を通じて自他の健康を保持増進できるための教育が極めて重要になっています。

このような教育は、人の健康と動物の健康、そして環境の保全は一体のものであるという「ワンヘルス」の概念を踏まえて進めていく必要があると考えています。

本県では、平成28年に、世界医師会と世界獣医師会による第2回ワンヘルス国際会議が北九州市で開催され、「福岡宣言」が出されました。

このような世界における「ワンヘルス」の提唱地であることを踏まえ、「ワンヘルス」教育のモデル構築を目指し、今後、学識者や医師、獣医師等の専門家、関係機関等で構成する協議の場を設け、その考え方と生活上の実践方法等についてわかりやすく解説した中高生向けの教材の作成と併せて、それを活用した指導方法等について検討していきます。

② 高校入試における配慮事項について

【高校教育課】

出題範囲に関する配慮の考え方、及び6月8日付けの通知の趣旨の実現の方法と今後のスケジュールを、教育長に伺う。

6月8日付けの通知は、出題範囲を示して中学3年で学習すべき内容を削減することを目的としているものではなく、本来予定された学習の完結に向けて最後まで努力していただこうとした上で新型コロナウイルスの影響による臨時休業という不可抗力の事情により学校間で学習の進捗に差が生じた場合に、公正さを保つ観点から出題範囲を配慮して設定するというものです。

このため、現在、9月下旬を締め切りとして、各市町村教育委員会に対して、中学3年の学習の遅れの有無や終了時期を調査しています。

この調査結果と新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、出題範囲について10月下旬を目途に判断したいと考えています。

③ 県立高校における端末環境について

【施設課・高校教育課】

小中学校と同様に、県立高校についても1人1台端末環境の整備が望ましいのではないかと考えるが、今後どのようにして端末環境を実現していくのか、教育長に伺う。

ICTを駆使し、生徒一人一人の個別最適化された学びの実現と協働学習の推進のためには、県立高校においても、1人1台端末環境は欠かすことができないものと考えています。

一方で、1コマ50分の限られた学習時間の中で、ICTを効果的に活用しながら授業を進めていくためには、生徒の機器準備や操作に要する時間を可能な限り効率的に行なうことが非常に重要です。

このため、原則として、生徒自身が普段使い慣れているために操作性が高い、生徒所有のスマートフォンやタブレットなどを学習に活用する、いわゆるBYOD方式により1人1台端末環境を構築していきます。

なお、現在、緊急連絡用などの条件付きを含めて全ての県立高校でスマートフォン等の持込みは認められています。今後は学習用としての使用を認めることになるため、校内における使用上のルール策定や情報セキュリティ対策を講じた上で、学習を進めていきたいと考えています。

④ ICTを活用した教育活動についての方針と新たな学習スタイルについて

【義務教育課・高校教育課】

学校におけるICTを活用した教育活動について、県教育委員会としてどのような方針を立て、新たな学習スタイルへの変革を目指しているのか伺う。

本県としては、学校教育のICT化にあたって、これまでの教育実践と最先端のICT技術の適切な組み合わせにより、多様な児童生徒の学びが個別最適化され、一人一人の資質・能力を一層確実に育成する教育活動を実現することを目指すべきと考えています。

これまでにも、一斉学習において、教員が大型提示装置に画像を表示したり、画面に書き込みながら説明したりするなどの取組みが行われており、これらは今後も重要であると考えます。

その上で、1人1台端末のICT環境のもとでは、一人一人の習熟度に応じた問題やヒントが自動的に提示される学習、グループや学級全体で各児童生徒の意見や作品を提示しながら発表や話し合いを行う協働学習のほか、オンデマンドの動画教材を予習として活用する反転学習や、オンラインでの遠隔地や海外の学校との交流を行う遠隔授業など、各学校の創意工夫による「新たな学び」への変革を目指していきたいと考えています。

⑤ 小中学校のＩＣＴ活用の促進に向けた県教育委員会の取組みについて

【義務教育課】

整備された機器が十分に活用されるためには、教員の活用指導力の向上や、活用のノウハウ、先進的な教育モデルの提供などの支援において県教委の役割が求められると思うが、今後的小中学校のＩＣＴ活用の促進に向けた県教育委員会の取組みについて伺う。

小中学校において、今般整備されるＩＣＴ環境を十分に活用するためには、個々の教員が、活用の意義や具体的な活用方法を身に付け、自らの授業を改善していく意識を醸成するとともに、学校全体として組織的、継続的にＩＣＴ活用を推進する文化や体制を作り上げることが重要だと考えます。

このため、県教育委員会としましては、若年教員から、ＩＣＴ活用推進の中核となる教員、そして学校のリーダーとなる管理職まで、それぞれの役割やスキルを育成する研修の充実に取り組むとともに、ＩＣＴならではの「新たな学び」のモデルの研究や先進事例の収集を行い、各学校に迅速に情報提供を行うなどの支援を行っていきます。

また、このようなＩＣＴ活用推進を本県全体として迅速かつ円滑に進め、教育を変革していくためには、県教育委員会、市町村教育委員会、各学校が取組みの方向性や役割分担などについて認識を共有しておくことが重要であり、現在、小・中・高等学校を通じた本県の学校教育ＩＣＴ化を推進する計画の検討を進めているところです。

⑥ 情報モラル教育の充実やセキュリティ対策について

【義務教育課・高校教育課・施設課】

ＩＣＴを活用した教育の推進と併せて、情報モラル教育の充実やセキュリティ対策などを同時に進めていくことが欠かせなくなるところであるが、どのような見解を持ち、対策に取り組んでいくのかを伺う。

日常的にＩＣＴを活用した学習が行われるようになると、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、トラブルや犯罪などのリスクが高まることが予測され、児童生徒がそのような危険を回避する力を育む情報モラル教育や情報セキュリティの指導が一層重要となります。

これまでも、各学校では、道徳や特別活動の時間のほか、専門講師を招いて児童生徒と保護者がインターネットの適正利用について学ぶ学習会を通してこうした指導を行ってきました。

今後は、全ての教員が、児童生徒にこれらの知識や態度について指導する能力を身に付けられるよう研修を充実していきます。

また、技術的にも、あらかじめ許可された生徒所有端末のみが校内無線ＬＡＮに接続できるような仕組みや、ネットワーク上にファイアウォールやフィルタリングの機能を設けるなど、セキュリティ強化を図る必要があると考えています。

⑦ 小学校の教科担任制について

【義務教育課】

〔今般示された教科担任制の本格的導入は、学力向上や教員の負担軽減にもつながると期待するが、教育長の見解を伺う。〕

本県では、各小学校の判断により、担任外の教員に特定の教科を担当させ、一定期間指導する専科指導が、74%の小学校で実施されており、実施教科としては、6年生で理科が33%と最も高く、次いで外国語が28%であり、算数は9%という状況です。

小学校における教科担任制は、教科指導の専門性や授業の質の向上による児童の学力の向上、教材研究に要する時間の効率化による教員の負担軽減等の効果が期待できると考えます。

本格的に導入されることになれば、小学校高学年において指導内容が高度化する理科や外国語に加え、児童のつまずきの把握ときめ細かな指導により系統的に学ぶ必要のある算数などの教科の指導が、一層充実すると考えています。

○ 民主県政県議団 大橋 克己 議員

9月16日

① 新型コロナウイルス感染症に関する差別的言動の実態と今後の対応について

【人権・同和教育課】

〔新型コロナウイルス感染症に関する差別的言動の実態把握とそれに対する認識について、教育長に問う。その上で、偏見や差別をなくすため、今後どのような対応を考えているのか。〕

学校現場における、新型コロナウイルス感染症に関する差別事象については、政令市を除く市町村教育委員会と県立学校を対象に、毎月、実態調査を実施しており、これまで該当する報告は受けていませんが、「どの学校でも起こりうる」問題として、教育・啓発に取り組む必要があると認識しています。

このため県教育委員会では、市町村教育委員会及び県立学校に対し、新型コロナウイルス感染症に関する人権教育の取組みを依頼するとともに、その取組みを支援するため、指導の留意点と学習教材や実践事例の情報を提供したところです。今後も、教師用資料の提供など、学校の支援に努めていきます。

② 県内公立学校の児童生徒及び教職員の感染状況について

【体育スポーツ健康課】

〔県内公立学校の児童生徒及び教職員のこれまでの感染状況はどのようにになっているか問う。〕

県内の公立学校において、8月末日までに新型コロナウイルスに感染したことを把握している児童生徒は114名、教職員は27名の計141名となっています。

また、感染時における症状については、児童生徒、教職員いずれも、重症者はいませんでした。

③ 臨時休業措置を判断する感染規模の基準と現在の感染状況の認識について
【体育スポーツ健康課】

〔学校再開後の感染規模の「大小」とは具体的に何なのか、教育長の判断基準を示した上で、現在の感染状況についての認識を問う。〕

県教育委員会としては、国の緊急事態宣言や知事の休業要請がなされるような感染状況が「大規模な感染」であると認識しています。

現在は、国の緊急事態宣言や知事の休業要請がなされておらず、また、学校内での感染の広がりが見られていないことから、学校に関しては、大規模な感染には至っていない、と認識しています。

なお、臨時休業の判断に当たり、引き続き、感染防止対策を徹底しながら、できる限り児童生徒の学びの保障との両立を図ることに留意していきます。

④ 県立学校及び市町村立小中学校における端末整備状況について 【施設課】

〔県立学校及び市町村立の小中学校におけるタブレットの整備状況について、教育長に問う。〕

市町村立小中学校については、今年度中に全ての市町村において1人1台端末が整備される見通しとなっており、一部の市町村においては、最終学年である小学校6年生と中学校3年生の整備が優先的に進められ、これらの学年については、すでに整備を完了しているところもあります。

県立学校については、本来整備を予定している端末は、義務教育段階は10月以降、高校教育段階は1月以降に児童生徒が使用できるよう整備を進めているところですが、緊急的な対応として、オンライン学習にも活用できるレンタルスマートフォンを既に整備し、8月以降全ての県立学校でオンライン学習が実施できる体制を整えたところです。

⑤ オンライン学習の実施について

【義務教育課・高校教育課】

オンライン学習に関して、学校内での教育を原則とし、病気、不登校の児童生徒、そして今回のコロナ禍のような非常時にオンライン学習を活用する補完的取扱いとすべきと考えるが、今後、教育現場において、オンライン学習をどのような位置づけとしていくつもりか具体的に答えるよう問う。

学校教育は、教師と児童生徒や、児童生徒同士の関わり合いを通じて行われるものです。

学校におけるこのような教育活動は引き続き重要であり、オンライン学習の環境整備等の途上である現時点においては、学校における教育活動を補うものであると考えています。

一方で、災害や感染症により学校が休業せざるを得ない状況での学びの保障や、何らかの理由で学校に来られない児童生徒の学びの保障を図る上で、オンライン学習は大変有効です。

また、平常時においても、オンライン学習により事前に授業で扱う単元の目標や内容を確認する反転学習や、個々の児童生徒の習熟度に応じて補充や復習を行うことは、学校教育における教育活動を充実する上でも大変有効です。

県教育委員会としては、各学校においてこれまでに培われてきた教育実践や指導方法と、オンライン学習によって可能となる新たな学びの良いところを適切に組み合わせることで、教育の変革を図っていきたいと考えています。

⑥ 全国学力・学習状況調査の問題冊子の活用について

【義務教育課】

「令和2年度の全国学力・学習状況調査の問題冊子等の活用等について」という学力調査そのものの実施も含めた事例を明示した依頼文を発出し、既に一部の市町村教育委員会では、国に準じた学力・学習状況調査を実施したと聞き及んでいるが、市町村教育委員会への依頼を行った理由を伺う。

本年度の全国学力・学習状況調査については、全国一律での実施は見送られましたが、文部科学省は6月に事務連絡を発出し、配布された問題冊子等を、各市町村や学校の判断で児童生徒の教育指導の充実・改善のために活用するよう、依頼しました。

これを受け、本県においては、学校再開後の状況も考慮して、調査の実施という方法のみならず、国語、算数・数学の授業の中で、学習内容と関連する調査問題を取り上げて理解を深める、あるいは例年課題がみられる類似の問題に重点的に取り組み、教育活動の成果を検証するなど、各市町村や学校の実態に応じて活用するための例を提示したところです。

全国学力・学習状況調査は、学習指導要領がこれからの時代を生きる子供たちに身に付けてほしい力を問う内容で作成されており、調査問題等を有効に活用することは、児童生徒の学力の状況を把握したり、学習指導を充実改善したりする上で重要であると考え、依頼を行ったものです。

⑦ 福岡県学力調査の実施について

【義務教育課】

〔 県独自の学力調査については、学校現場や子供達の負担が増大している最中に、更に負担の増大につながる県独自の学力調査を実施するに至った経緯とその目的は何か、実施しない学校があるとすれば何校あるのかを問う。 〕

県独自の学力調査の実施については、学校再開後の状況等を注視しながら慎重に検討してまいりましたが、本来の目的に加え、長期の臨時休業後の個々の児童生徒の学力の定着度を把握する観点から、9月に実施することとしました。

実施にあたっては、臨時休業に伴う授業時数の確保や変更した学校行事の実施等を考慮し、一定期間内で各学校が実施日を定めること、また、実施できない事情がある学校については見合わせることができることなどの配慮をした上で、市町村教育委員会に依頼したところです。なお、現時点においては、対象となる全ての小・中学校が参加を予定しています。

調査問題には、臨時休業を行った昨年度末に学習する予定であった内容も含まれており、各学校には、特にその問題の解答状況を踏まえ、県教育委員会が作成した算数・数学の学習到達度を診断する問題集や学習支援用動画コンテンツを活用し、「学びの保障」がなされるよう、引き続き促していきます。

⑧ 入試日程及び出題範囲について

【高校教育課】

〔 入試日程及び出題範囲について、いつ頃、最終判断をされるつもりなのか、教育長に伺う。 〕

入試日程については、本年6月に公表した日程どおり実施することとしています。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況によって、万一、円滑な入試の実施が困難となった場合には、変更することもありうると考えています。

また、出題範囲については、現在9月下旬を締め切りとして中学3年の学習状況の調査を行っており、この結果と、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、10月下旬を目途に判断したいと考えています。

○ 公明党 壱岐 和郎 議員

9月17日

① 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、いじめについて

【人権・同和教育課】

〔 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、いじめの蔓延を断じて許さないという、教育長の決意を伺う。 〕

新型コロナウイルス感染症に関連した、感染者や医療従事者及びその家族、感染者が出た学校や施設の関係者などへの差別や偏見、いじめは、重大な人権問題であり、許されないものです。

県教育委員会では、喫緊の課題として、新型コロナウイルス感染症に関する人権教育に取り組んでおり、引き続き、児童生徒に対して、差別や偏見、いじめの防止に向けた教育を推進していきます。

② 定時制・通信制の高校生への支援について

【高校教育課】

[早急に調査を行い、実態を把握した上で必要な支援を実施すべきと考えるがいかがか、教育長に伺う。]

県教育委員会では、一部の定時制高校にヒアリングを実施し、現時点では緊急の対応が必要な状況は見られなかったところですが、今後、経済活動の低迷が長引けば、生徒の学業継続に影響を及ぼすことも懸念されます。

このため、各学校に対しては、課程の別にかかわらず、随時生徒の状況を把握するとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整備しスクールソーシャルワーカーにつないだり、市町村の福祉担当部局との連携や奨学事業の紹介をしたりするなど、きめ細かな配慮や支援を行っていくよう指導しています。

また、学校の配慮や支援で対応できない状況が生じた場合は、県教育委員会に報告する仕組みとしており、これにより県教育委員会としても、実態の把握と適切な対応に努めていきます。

③ 就学時健康診断の認識について

【体育スポーツ健康課】

[就学時の健康診断について、教育長の認識を問う。]

就学時健康診断は、学校保健安全法等に基づき、市町村教育委員会が就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な助言を行うとともに、適切な就学を図るために実施されるものであり、各市町村教育委員会において、法令に基づき適切に実施されるべきものと認識しています。

④ 就学時健康診断に関する市町村教育委員会への支援について

【体育スポーツ健康課】

[県内市町村の実態を把握した上で、機器の整備や施設の環境整備、適切なアドバイスなど、県教育委員会として支援が必要と考えるがどうか。]

県教育委員会においては、これまでに、公益財団法人日本学校保健会が作成し、健康診断の具体的実施方法等を記載しました「就学時の健康診断マニュアル」を県内市町村に周知をしてきました。

今後、アンケートなどにより市町村の課題の把握に努めますとともに、更なる支援に向けて、日本学校保健会と共同で、就学時健康診断に関する研修会の実施を検討していきます。

⑤ 臨時休業時の実態把握に関する調査結果について

【義務教育課】

臨時休業時の実態把握についての調査結果の概要と判明した課題、今後の取組みについて問う。)

まず、家庭学習の充実については、全ての小中学校において、学習の内容や方法を具体的に示す、手作りのプリントや課題を配布するなどの取組みが行われてきました。

次に、心身の状況把握と心のケア等についても、電話や家庭訪問による状況の聞き取りなどの取組みが行われていました。

一方、同時双方向型の遠隔授業、学習ソフトによる個別学習、動画コンテンツを使った家庭学習などのオンライン学習を行った学校は10%未満、メールやオンラインシステムを活用して心身の状況等の聞き取りを行った学校は10%程度であり、ICTを活用した取組みの実施については課題がみられたところです。

このため、県教育委員会としては、今年度中に実現する、1人1台端末の整備に加えて、教員や児童生徒がそれらを十分に活用できる能力を育成することや、児童生徒が学習ソフトや動画コンテンツ等を活用して学習するためのモデルや教材の充実に努めてまいる考えです。

⑥ 本県公立学校におけるICT環境の整備状況と教員のICT活用指導力について

【施設課・高校教育課・義務教育課】

本県公立学校におけるICT環境の整備状況と教員のICT活用指導力に関する国調査結果についての現状認識と今後の取組みについて、教育長に問う。)

本年8月に公表されました国の調査速報値においては、本県児童生徒の学習用コンピュータ、普通教室の無線LAN、大型提示装置などの整備率が、全国平均値を下回っており、このことが、教員のICT活用指導力が低い水準にとどまっている要因の一つであると認識しています。

このため、現在、国の補助金等を活用し、本県及び市町村で学校のICT環境の整備を進めているところであり、小中学校については、今年度中に全ての市町村において1人1台端末が整備される見通しとなっています。

今後は、教員がICT環境を十分に活用できるよう、若年教員から、ICT活用推進の中核となる教員、そして学校のリーダーとなる管理職まで、必要なスキルを育成し、それぞれの役割を果たすための研修の充実に取り組んでいきます。

⑦ 民間オンライン学習支援サービス導入の効果と推進について

【高校教育課・義務教育課】

〔県立高校で一部取り入れているようだが、効果はどのように把握しているのか。〕
〔今後的小中学校も含めた推進について、教育長の見解を求める。〕

オンライン学習支援サービスを取り入れている県立高校では、タブレット等を使用して日々の学習や活動の記録を蓄積したり、休業期間中に学習課題をやり取りするなど、生徒の学力定着を図るための利用がなされています。

小・中学校においても、1人1台端末のICT環境においては、学習支援サービスの活用によって一人一人の習熟度に応じた問題が自動的に提示されるなどの対応が可能となり、これまでの教育実践と組み合わせることで、より高い教育効果が得られることが期待されます。なお、県内にはこうした学習支援サービスをすでに導入している市町村もあります。

県教育委員会としては、ICTならではの「新たな学び」のモデルの研究や先進事例の収集を行い、各学校に迅速に情報提供を行っていきたいと考えています。

令和2年9月定例県議会（一般質問）

○ 緑友会 永川 俊彦 議員

9月18日

① 学校施設の災害復旧事業について

【施設課】

〔学校施設が早期に復旧できるよう、施設災害の復旧事業をどのようにしていくのか、教育長に伺う。〕

7月の豪雨により、大牟田市では、みなと小学校他3校で、校舎、屋内運動場の床上浸水や法面崩壊などの被害が生じたため、現在、大牟田市教育委員会において、災害復旧に係る国庫補助申請に向けた作業が鋭意進められているところです。

なお、一部の学校施設・設備は、既に復旧が完了しています。

県教育委員会としては、今後とも大牟田市教育委員会と連携を図りながら、国庫補助事務や技術的な助言など、学校施設の早期復旧に向けた支援を行っていきます。

○ 公明党 高橋 雅成 議員

9月23日

① 特別支援学校高等部卒業予定者の就職活動について

【特別支援教育課】

〔特別支援学校高等部3年生の現場実習の今後の見通しについて、学校においてどのような対策をしているのか、教育長に伺う。〕

特別支援学校の生徒については、第3学年での現場実習を通して、企業と生徒・保護者の双方が職業に対する適性と能力を見極めながら、最適な就職先を決定しています。

このため、コロナ禍の中においても、就職を希望する全ての生徒が現場実習を実施できるよう、現在、各学校において可能な限り実習先の確保に努めており、卒業生の採用実績がある企業には教員が個別に訪問し、協力依頼を行うとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、新たな実習先の情報収集などを行っています。

② 今後の就職支援の取組みについて

【特別支援教育課】

〔学校任せにせず、県教育委員会として取り組むことや労働局との連携、長期的な取り組みも視野に入れておくべきと考えるが、教育長の所見を伺う。〕

県教育委員会としては、学校における取組みを支援するため、高等部設置校に企業の人事管理経験者などを就職指導員として配置し、新規求人開拓や生徒への就職指導を強化するとともに、労働局と連携して、企業に対して現場実習を希望する学校の情報を提供してまいりたいと考えています。

また、次年度以降も厳しい求人状況が見込まれることから、2年生の段階から学校と企業が連携して繰り返し実習を行うデュアルシステム型現場実習などを充実し、きめ細かな就職支援に努めていきます。

③ ヤングケアラーに関する周知と子供の気付きのための支援について

【義務教育課・高校教育課】

教職員へヤングケアラーの概念や支援の必要性について周知を図り、また、子供に自分が置かれている状況に気付けるよう、子供たち自身へも伝えていくことが重要であると考えるが、教育長の認識を聞く。

ヤングケアラーと呼ばれる子供たちは、自身でそのような境遇にあることについて認識したり、支援を求めたりすることが難しいと言われています。

このため、教職員がヤングケアラーについての認識を持って児童生徒の心身の状況を観察することが重要だと考えています。

県教育委員会としては、市町村教育委員会に対し、令和元年7月、ヤングケアラーの概念と支援の必要性について周知し、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して適切に対応することを依頼したところです。

また、県立学校においては、個人面談週間を各学期に設定したり、学校生活等に関するアンケートを月1回実施することで生徒の実態把握に努めています。

今後は、管理職や生徒指導担当者等を対象とした研修会でヤングケアラーの問題を取り上げ、児童生徒への定期的なアセスメントの実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとの連携、児童生徒自身への周知を含めた適切な対応について促していきます。

○ 緑友会 神崎 聰 議員

9月23日

① 本県高等学校のゴルフ部の設置校数とゴルフ部創設のメリットについて

【体育スポーツ健康課】

本県のゴルフ部のある高等学校は何校あるか、また、ゴルフ部創設にはどのようなメリットがあると考えるか問う。

県の高等学校体育連盟の調査によると、本年度、ゴルフ部として登録している高等学校は、4校です。

ゴルフは、自然の中での自己申告による競技であることから、「正直さ」や「判断力」等の資質を育成するのに適していると認識をしています。

また、ゴルフ部をはじめとした県内に数少ない運動部活動を創設することは、学校の特色化につながるものと考えています。

② 公立学校の授業等においてゴルフを実施するモデル校の検討について

【体育スポーツ健康課】

公立小学校、中学校、高等学校の授業等においてゴルフを実施するモデル校を検討しても良いのではないかと思うが、教育長の所見を問う。

ゴルフは、学習指導要領上、取扱いの制限があり、容易に体育の授業で取り上げることができないことや、練習施設、指導者、活動に係る経費などの競技特性上の問題もあることから、教育課程上のモデル校の検討は、現状では難しいと認識しています。

しかしながら、子供たちがゴルフをはじめとした様々なスポーツに触れる機会を提供することは重要であることから、多様なニーズに対応した総合運動部の設置について検討しますとともに、必要に応じて各競技団体が実施する体験教室等の情報提供に努めています。

○ 自民党県議団 塩川 秀敏 議員

9月24日

① 教職員の人権研修の見直しについて

【人権・同和教育課】

平成26年6月議会で教育長は、教職員の人権研修について、「児童生徒への指導方法等の内容が中心であったことから、今後は、教職員の人権感覚を強化し、人権研修会を見直してまいります。」と答弁しているが、どのように見直したのか。

教職員の人権感覚は、教職員自身の態度や行動に表れることから、自分自身を振り返り、変容を促す研修内容となるよう、平成26年度に検討し、平成27年度から逐次見直しを行ってきました。

具体的には、平成27年度は、フィールドワークや実際の事例を扱ったグループによる演習・協議を導入しました。平成28年度は、人権課題に係る方々の実体験や思いに直接触れるための講演を導入し、併せて、その後の研修の改善・充実に生かすため、教職員の人権意識等に関する調査を実施しました。その結果を踏まえ、平成30年度は、当事者の講演を拡充し、令和元年度は、これまでの研修に加え、対象を教職経験2・3年の若年教員に焦点化し、当事者の講演を組み込んだ研修を新設したところです。

このような研修の見直しに取り組んできましたが、教職員の不祥事防止という観点から見れば、未だ十分な成果が上がっているとは言い難い状況です。

さらに、内容や方法を工夫し、人権感覚を高め、常に自他を尊重し、大切にする教職員の育成に努めています。

② 教職員の教育活動を適切に評価する取組みについて

【教職員課】

〔学校や個々の教職員について、その活動を正当に評価し努力に報いるために、県教育委員会としてどのように取り組んでいるのか教育長に問う。〕

教師の日々の授業や学級経営、生徒指導等を的確に評価し、これを待遇等に反映させるとともに、優れた活動について表彰することは、本県の教育力を高める上で極めて重要な取組みであると考えています。

このため、本県では、自己評価と業績評価から成る人事評価を実施し、その結果を人事配置や給与等に反映させています。

併せまして、現職の教諭等を対象に、教育活動全般において優れた成果をあげた者に対する優秀教員表彰、特定の分野で優れた指導力を持つ者に対する教育マイスター表彰、さらには学校組織としての活動に対する優秀校表彰を実施し、その業績を周知するため、平成28年から新たに「とびうめ教育表彰式」を開催しています。

こうした、教師の日々の努力に光を当てる取組みにより、管理職と教師とのコミュニケーションが深まり、目標や課題の共有と、教育活動への意欲の向上が見られるところであり、今後とも制度の効果的な運用を図っていきます。

③ 本県教育の3つの重点方針について

【義務教育課・教職員課・社会教育課】

〔平成26年6月に答弁で示した3つの重点方針について、6年間実行した成果と課題について教育長の認識を問う。〕

教育の役割は、子供の社会的自立の基礎となる資質、能力を培うこと及び社会を支え、その発展に寄与する人材を育成することです。

この役割を十全に果たすとともに、本県の教育課題を解決するための取組みとして、1つ目にコミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、学校が家庭、地域と連携して教育活動の効果を高める仕組みの強化、2つ目に学校や個々の教職員の努力に対する評価、3つ目に子供たちを鍛えて、褒めて、伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」に取り組んできたところです。

本県の独自の指導方法である「鍛ほめ福岡メソッド」については、現在、全県下の公立学校でこのメソッドを取り入れた活動が行われており、導入前に比べて、学ぶ意欲、自尊感情などに向上がみられるとともに、小中学校の学力・体力も継続して上昇傾向にあるなどの成果が出ているところです。

また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動については、教育活動の充実のみならず、教職員が子供に向き合う時間の確保にも資するものですが、ここ数年で取組みを行う学校が着実に増えており、今後、急速に取組みが進むものと見込んでいます。

しかしながら、我々の究極の目的である、子供一人一人の能力を最大限伸長すること、及び県内の全ての子供が希望と意欲をもって成長していくことの実現については、なお一層の努力を要すると認識しています。

今後とも、各取組みの有機的な相互作用を図りながら、教職員の働き方改革を推進しつつ、全国に誇れる福岡らしい教育の実現に向けて、しっかりと取り組んでいきます。